

## 自主防災組織「活動事業」補助金交付要綱

平成23年3月15日

告示第93号

### (目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織の活動を促進するために交付する補助金について、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織とは、市民が自主的に地域の特性に応じた防災活動を行うために、自治会その他これに準ずる団体を単位として組織するものをいう。
- (2) 区とは、勝山市行政協力員設置要綱(平成13年勝山市告示第83号)に定める行政区をいう。
- (3) 町内会とは、区を組織する自治会をいう。
- (4) 連合体とは、複数の区又は町内会から構成された組織をいう。ただし、当該組織自体が、複数の連合体及び区から構成されている場合を含むものとする。
- (5) 防災資機材とは、自主防災組織が防災活動を行うときに使用する資機材等をいう。

### (補助対象)

第3条 補助対象となる自主防災組織は、次のいずれかとする。

- (1) 区を母体とした組織
- (2) 複数の区の連合体を母体とした組織
- (3) 概ね200世帯以上の区において、概ね70世帯以上の町内会を母体とした組織

(4) その世帯の合計が概ね70世帯以上となる複数の町内会の連合体を母体とした組織

2 連合体として組織された自主防災組織を当該補助の対象とするときは、その構成団体は、補助対象としないものとする。ただし、連合体として組織された最初の年度については、この限りでない。

(交付の対象となる活動)

第4条 補助金交付の対象とする自主防災組織の活動の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防災訓練

ア 消火訓練

イ 救出救助訓練

ウ 救命・救護訓練

エ 避難・誘導訓練

オ 情報収集・伝達訓練

カ 給食・給水訓練

キ 避難所設営・運営訓練

ク 災害図上訓練

ケ その他市長が適当と認めたもの

(2) 防災知識の啓発活動

ア 防災に関する資料の作成及び配布

イ 防災に関する映像等の上映会

ウ 防災講演会の実施

エ 市若しくは県が主催、共催又は後援する防災に関する研修会等への参加

オ 自主防災組織に所属する者の防災士資格取得(資格取得後は地域防災リーダーとして各種活動に参加すること)

カ 防災士会等の活動会費

キ その他市長が適当と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める活動のうち、前条第2号ア、エ、オ又はカに掲げる活動については係る実費を補助し、その他の活動については参加者数に1人当たり200円を乗じた額を補助する。ただし、次の表に定める額を上限とする。

区等の世帯数 (当該年度の4月1日現在の世帯数)	活動補助金限度額
1～50世帯	10,000円
51～100世帯	20,000円
101～200世帯	30,000円
201世帯以上	50,000円

2 前項に規定する参加者とは、当該自主防災組織に所属する者とする。

3 補助金は、同一組織において、当該年度内において第1項に定める限度額に達するまで何度も申請することができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請は、自主防災組織「活動事業」補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1号)に状況写真、参加者名簿及び活動に係る費用の領収書の写しを添付して申請しなければならない。

2 前項に掲げる申請書は、特別の事情がある場合を除き、活動を実施した日から起算して1月以内に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 前条の申請に、防災のための活動計画が確認できたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知を、申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条による交付決定後、補助金を交付する。

2 申請者は、前項により補助金の交付を受けようとするときは、自主防災組織「活動事業」補助金交付請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前になされた申請に係る補助対象については、なお従前の例による。